

評議員及び役員の報酬等に関する規程

評議員及び役員の報酬等に関する規程

社会福祉法人えがりて

評議員及び役員の報酬等に関する規程

評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人えがりて（以下「法人」という。）の評議員及び役員の報酬、費用弁償費及び旅費（以下「報酬等」という。）について定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(評議員の報酬等)

第3条 評議員に対して、定款第8条で定める総額を超えない範囲で、この規程で定める基準に従って算出した額を報酬等として支給する。

(役員の報酬等)

第4条 役員（職員給与の支給を受けている理事を除く。）に対して、定款第21条の規定に基づき、評議員会において別に定める総額の範囲内で、この規程で定める基準に従って算出した額を報酬等として支給する。

(評議員会及び理事会への出席報酬等)

第5条 評議員が、評議員会に出席した場合は、別表1に基づき報酬及び費用弁償費を支給する。

2 役員が、評議員会又は理事会に出席した場合は、別表1に基づき報酬及び費用弁償費を支給する。ただし、同日に別に開催された評議員会又は理事会に出席した場合は、報酬は併給し、費用弁償費は、併給しない。

3 評議員又は役員が、評議員会又は理事会の当日、法人又は施設の運営のために理事長の要請等を受けて評議員会及び理事会以外の業務に当たった場合は、別表1に基づき報酬及び費用弁償費を支給する。ただし、費用弁償費は、業務実施場所等を勘案して、併給しない場合がある。

4 交通費の実費が、費用弁償費を超える場合には、その実費とする。

(評議員及び役員の業務報酬等)

第6条 評議員が、評議員会の当日以外の日において、定款第10条に定める評議員会の権限に該当する事項の調査等を行った場合は、別表1に基づき報酬及び費用弁償費を支払う。

2 評議員及び理事が、評議員会又は理事会の当日以外の日において、法人又は施設の運営のための業務（競争入札の立ち合い等も含む。）に当たった場合は、別表1に基づき報酬及び費用弁償費を支給する。

3 監事が、評議員会又は理事会以外の日において、法人又は施設の指導検査への立ち合い（競争入札の立ち合い等も含む。）又は運営状況の指導等の業務に当たった場合は、別表1に基づき報酬及び費用弁償費を支給する。

4 監事が、定款第32条の規定に基づく事業報告及び決算の監査業務に当たった場合は、別表2に基づき報酬及び費用弁償費を支給する。

(旅費)

第7条 評議員又は役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3に基づき日当、交通費

評議員及び役員の報酬等に関する規程

及び宿泊費（以下「旅費」という。）を支給する。

2 旅費は、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（支給の方法）

第8条 報酬等の支給は、支給の要件の発生が当月20日までの場合は、月の末日（末日が金融機関の休業日の場合は、原則として前日）に本人の指定する金融機関口座に振り込むものとし、支給の要件の発生が当月21日以降の場合は、翌月の末日（末日が金融機関の休業日の場合は、原則として前日）に本人の指定する金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、所得税その他法令等に基づき控除すべき金額を控除して、支給するものとする。

（退職慰労金）

第9条 評議員又は役員が退任したときは、次のとおり退職慰労金を支給する。ただし、定款等に基づき解任されたときは、支給しない。

一 理事長 10万円

二 10年以上就任した評議員・役員 5万円

三 上記以外の評議員・役員 3万円

2 退職慰労金は、退任した翌月に本人の指定する金融機関口座に振り込むものとする。

3 死亡により退任したときの退職慰労金の支給は、労働基準法施行規則第42条の規定を準用する。

（兼務役員）

第10条 職員給与の支給を受けている理事には、法人の職員に係る給与規程等を適用し、この規程は適用しない。

（規程の変更）

第11条 この規程の変更は、評議員会の決議により行う。

附 則

この規程は、平成10年3月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日全部改定

附 則

この規程は、平成29年6月21日から施行する。

別表1

名 称	報 酬	費用弁償費	備 考
役員及び評議員報酬等 (日額)	10,000円	5,000円	

評議員及び役員の報酬等に関する規程

別表 2

名 称	報 酬	費用弁償費	備 考
監事監査指導報酬等 (日額)	20,000円	5,000円	
	50,000円	5,000円	公認会計士 税理士

別表 3

名 称	日 当	交通費及び宿泊費	備 考
旅費	10,000円	交通費は実費（グリーン車除く。）とする。 宿泊費は、実費とし、その上限は、15,000円とする。	